



## 第61号 (令和2年1月7日)



# 日本年金機構

Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部  
部長 立田 英人

➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

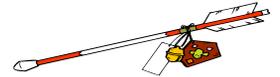
<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin\_Kikou)

### はじめに

あけましておめでとうございます。



さて本号では、令和元年分公的年金等の源泉徴収票の送付の他、口座振替等による納付の利用勧奨や免除等申請書の記載事項に係る留意点等について掲載しています。

障害年金講座では、情報連携と子の加算対象者の添付書類について、市区町村の皆様方より照会の多い事例を掲載しています。引き続き、市区町村窓口での障害年金の業務等にお役立ていただくと幸いです。

今後もより良い情報誌づくりに一層努力してまいりますので、本年もどうぞよろしくお願いたします。

### 【目次】

- はじめに
- 理事長の挨拶
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

## ご挨拶

日本年金機構理事長 水島 藤一郎

あけましておめでとうございます。

市区町村職員の皆様方におかれましては、幸多き新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、皆様方には日頃より国民年金事業の円滑な推進にあたり格段のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

はじめに、当機構の基幹業務である国民年金事業につきましては、地域住民の皆様との相談窓口である市区町村からの納付勧奨等、きめ細やかな対応により安定的な運営がなされてきたところです。

その結果、国民年金保険料の平成30年度の納付率は、現年度が68.1%で7年連続して上昇、2年が経過した最終納付率は74.6%まで上昇しました。この令和元年度においても徹底した取組を進めており、8年連続の納付率上昇を達成できると見込んでおります。

これもひとえに、市区町村職員の皆様方のお力添えの賜物であります。重ねて御礼申し上げます。

さて、当機構は平成22年1月に発足後、本年1月で10周年を迎えることとなりました。

当機構のミッションは「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運営し、年金受給者に正しく確実に年金をお支払いすることにより、国民生活の安定に寄与する」ことですが、日本の皆年金制度を運営し、維持し、発展させていくという機構本来の役割を考えた時に、国民の皆様に本当の意味で信頼していただける組織となるためには、国民年金事業等の基幹業務に徹底して取り組むことが一番重要なことであると考えております。

その信頼を押し量る一番の指標は、国民年金保険料の納付率であると考えており、年々上昇している現状に甘んじることなく、更なる引き上げを図っていくため、納付率が低調な若年層へのアプローチの強化や口座振替の普及等、保険料を確実に納付していただくための具体的施策を実施していく所存であります。

引き続きお力添えを賜りますようお願いする次第であります。

また、昨年施行された年金生活者支援給付金制度につきましては、実に約700万人を超える新規の給付金受給者が誕生したわけですが、大きな混乱もなく、昨年12月13日に初回の支払日を迎えることができました。

市区町村職員の皆様方におかれましては、所得情報等の提供をはじめ、給付金の請求書の受付のほか、お客様からのご相談等にもきめ細かな対応をいただくなど、多大なご協力を賜りました。改めて御礼申し上げます。

さらに、昨年はマイナンバーを利用した情報連携システムが本格稼働し、住民票関係や地方税関係等の情報に係る添付書類の提出が原則省略できるようになったことで、お客様の利便性の向上と事務処理の効率化が図られることとなりました。

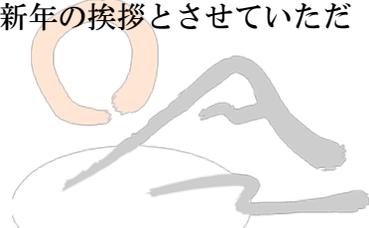
一方で、戸籍関係や雇用保険関係の情報は、情報連携システムの対象外となっており、これまでどおり市区町村職員の皆様方の協力・連携のもとで、従来どおりの事務処理を行っていくこととなります。

当機構においては、情報連携システムに係る事務処理の変更等について、市区町村職員の皆様方へご不便をおかけすることのないよう可能な限り早期に情報提供を行ってまいりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

改めて申し上げるまでもありませんが、国民年金制度を含む公的年金制度の円滑な運営や、年金権確保をはじめとする地域住民の皆様へのサービス向上のためには、市区町村職員の皆様方と当機構が協力・連携を一層深めつつ、共同して事業にあたる必要不可欠であると考えております。

当機構の役職員一人ひとりが、地域住民の皆様へのニーズをしっかりと把握し、年金実務のプロとしての自覚・矜持・気概をもって、市区町村職員の皆様方とともに日々の職務に当たってまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、国民の皆様への年金権確保に向けて、国民年金制度の普及・啓発活動に、市区町村職員の皆様方のご支援とご協力を願いますとともに、本年が市区町村職員の皆様方にとって実りある一年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



# 障害年金講座

第13回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

市区町村からの照会の多い事例

です!

## (6) 情報連携と子の加算対象者の添付書類について

(1)～(5)までは、「かけはし」第58号～第60号の障害年金講座を参照してください。

Q13

令和元年7月1日以降、日本年金機構では情報連携により、

①平成29年4月1日以降の住民票情報、

②平成29年度(平成28年分)以降の所得情報が確認できると聞きました。

今回、初診日が20歳以降の障害で認定日請求する予定ですが、子がいます。子の加算対象者に係る添付書類について、省略できるケース、できないケースを教えてください。(※前提として、子は障害の状態ではないもの、また、障害認定日から請求時まで住民票の世帯が同じ場合とします。)

A13

### 【生計維持関係】

生計維持関係を確認する「世帯全員の住民票の写し」については、障害認定日が平成29年4月1日以降となる場合は、原則添付が不要ですが、障害認定日が平成29年3月31日以前となる場合は添付が必要です。

また、「子の所得証明」については、障害認定日が平成29年1月1日以降となる場合は、原則添付が不要です。

### 【身分関係】

身分関係を確認する「戸籍謄本」については、情報連携の対象外となりますので、引き続き、添付が必要です。

具体的な事例は、本誌4頁～5頁をご参照ください。

## ～具体的な事例～

## 《事例1》 障害認定日が平成29年4月1日以降となる障害基礎年金を1年以上遡及して請求するケース



## 《事例2》 障害認定日が平成29年3月31日以前となる障害基礎年金を1年以上遡及して請求するケース



## 《参考》 障害認定日と子の出生が平成29年3月31日以前で、障害認定日以降に子が出生したケース



- 本誌4頁に記載している《事例1》《事例2》《参考》のケースのそれぞれの場合に必要な添付書類は、次のとおりです。

### 《事例1》

	障害認定日 (A) 時点	年金請求日 (B) 時点
	平成29年4月1日以降	
生計維持関係	添付不要 (情報連携で確認できるため。) (注1)	
身分関係	○戸籍謄本 障害認定日 (A) 時点、年金請求日 (B) 時点の続柄確認のため、年金請求日以前6か月以内に取得したものがが必要です。 事後重症による請求の場合は、請求日以前1か月以内に取得したものがが必要です。	

(注1)  
H29.4.1以降であっても、DV等で必要な情報が情報連携から取得できない場合は、日本年金機構から請求者等に対して、添付書類の提出を依頼することがあります。

### 《事例2》

	障害認定日 (A) 時点	年金請求日 (B) 時点				
	平成29年3月31日以前	平成29年4月1日以降				
生計維持関係	○世帯全員の住民票の写し (又は戸籍の附票+生計同一申立書等) ○子の所得証明等 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>障害認定日が H28.12.31以前</td> <td>障害認定日が H29.1.1以降</td> </tr> <tr> <td>添付が必要 (注2)</td> <td>添付不要 (注1)</td> </tr> </table>	障害認定日が H28.12.31以前	障害認定日が H29.1.1以降	添付が必要 (注2)	添付不要 (注1)	添付不要 (情報連携で確認できるため。) (注1)
障害認定日が H28.12.31以前	障害認定日が H29.1.1以降					
添付が必要 (注2)	添付不要 (注1)					
身分関係	○戸籍謄本 障害認定日 (A) 時点、年金請求日 (B) 時点の続柄確認のため、年金請求日以前6か月以内に取得したものがが必要です。 事後重症による請求の場合は、請求日以前1か月以内に取得したものがが必要です。					

(注2)  
子の所得の確認は、受給権発生日 (注3) 時点の前年の所得 (前年の所得が確定しない場合にあつては前々年の所得) を確認する書類又は子の状況に応じて次の書類が必要です。

子の状況	提示書類
義務教育修了前	不要
高等学校等在学中	在学証明書 又は 学生証の写し

(注3)  
受給権発生日は、次のとおりです。  
・障害認定日請求の場合… 障害認定日  
・事後重症請求の場合… 請求書の受付日

### 《参考》

	障害認定日 (A) 時点	子の出生 (C) 時点	年金請求日 (B) 時点
	平成29年3月31日以前		平成29年4月1日以降
生計維持関係	○世帯全員の住民票の写し (又は戸籍の附票+生計同一申立書等)		添付不要 (情報連携で確認できるため。) (注1)
身分関係	添付不要 (子の出生前のため。)		
届書関係	○戸籍謄本 子の出生 (C) 時点、年金請求日 (B) 時点の続柄確認のため、年金請求日以前6か月以内に取得したものがが必要です。 事後重症による請求の場合は、請求日以前1か月以内に取得したものがが必要です。 ○障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届 (様式第229-1号) 障害認定日 (受給権発生日) 後に子が出生した場合は、年金請求書に加えて、様式第229-1号届書の添付が必要です。 (H23.4.1障害年金加算改善法施行以降の取扱いです。)		

## 各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和元年12月から令和2年3月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

( ●…毎年定例の実施分    ●…今回限りの単発実施分    ●…新規の実施分 )

### 令和元年 12月

- 年金生活者支援給付金の初回支払(12月13日)
- 年末収納対策用納付書の送付

### 令和2年 1月

- 令和元年分源泉徴収票の送付  
→ 詳細は、本号7頁～8頁をご確認ください。
- 口座振替納付・クレジットカード納付の利用促進の勧奨の実施  
→ 詳細は、本号9頁～11頁をご確認ください。

### 令和2年 2月

- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付  
→ 詳細は、本号12頁をご確認ください。
- 源泉徴収額に変更があった者へ、年金振込通知書を送付
- 国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)の送付



### 令和2年 3月

- 年度末収納対策用納付書の送付

## 令和元年分公的年金等の源泉徴収票を送付します

(年金給付部)

### 源泉徴収票の送付

令和元年分公的年金等の源泉徴収票は、令和2年1月11日(土)から18日(土)にかけて順次発送することとしています(郵便事情により、お手元に届くまで10日程度かかる場合があります)。

老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員に、平成31年2月支払分から令和元年12月支払分まで(令和2年1月に支払いがあった方は、1月支払分まで)の金額を記載した源泉徴収票をお送りします。

※「令和元年分」と記載していますが、平成31年2月～4月支払分も含んだ金額を記載しています。

※障害年金や遺族年金は、非課税所得であるため、源泉徴収票を送付していません。

### 源泉徴収票のレイアウト

源泉徴収票(ハガキ)のレイアウトイメージは、本誌8頁のとおりです。

源泉徴収票の記載内容については、平成30年分からの変更はありません。

### 源泉徴収票の再交付

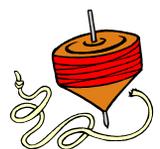
令和元年分の源泉徴収票の再交付は、令和2年1月6日(月)から申請を受け付けます。

また、ねんきんネット([https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/))からでも、源泉徴収票の再交付を申請することができますので、ぜひご利用ください。

### ご不明な点がある場合

源泉徴収票の記載内容の説明・よくあるご質問(Q&A)等については、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)に掲載していますので、ぜひご利用ください。

ホームページをご覧いただいてもご不明な点がある場合には、ねんきんダイヤル(0570-05-1165)をご案内ください。



# 令和元年分源泉徴収票のレイアウトイメージ

令和 元年 分 公的年金等の源泉徴収票													
支払を受ける者		住所又は居所											
		(フリガナ)											
		氏名											
区分			支払金額					源泉徴収税額					
所得税法第203条の3第1号適用分			円					円					
所得税法第203条の3第2号適用分			円					円					
所得税法第203条の3第3号適用分			*****0					*****0					
所得税法第203条の3第4号適用分			円					円					
本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額		
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他			
						人	人	人	人(人)	人		円	
源泉控除対象配偶者		(フリガナ)											
		氏名											
控除対象扶養親族		(フリガナ)											
		氏名											
		(フリガナ)											
		氏名											
16歳未満の扶養親族		(フリガナ)											
		氏名											
		(フリガナ)											
		氏名											
支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長													

## 源泉徴収票の見方

- 「支払金額」欄は、上記の年分としてお支払いした金額で、源泉徴収税額（所得税および復興特別所得税）と社会保険料を差し引く前のものです。  
 「支払金額」欄の金額と実際に受け取った金額は一致しない場合があります。
- 「源泉徴収税額」欄は、年金から源泉徴収された所得税および復興特別所得税の総額であり、個人住民税は含んでいません。
- 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、次のとおり区分しています。

所得税法第203条の3第1号適用分	老齢基礎年金、老齢厚生年金、64歳までの特別支給の退職共済年金を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
所得税法第203条の3第2号適用分	65歳からの退職共済年金を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
所得税法第203条の3第3号適用分	退職年金（退職等年金給付）、経過的職域加算額（退職共済年金）を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
所得税法第203条の3第4号適用分	扶養親族等申告書を提出されていない方（提出の必要のない方を含む。上記第1号、第2号、第3号に該当しない方）

- 「障害者の数」の「特別」欄のカッコ内には、同居特別障害者の方の人数を表示しています。
- 「社会保険料の額」欄の金額は、上記の年中に「支払金額」欄の金額から特別徴収された介護保険料額、国民健康保険料（税）額および後期高齢者医療保険料額の合計額を記載しています。

### 【個人住民税について】

公的年金等から特別徴収された個人住民税は、所得税および復興特別所得税の控除対象とされていないため、記載していません。

個人住民税額については、お住まいの市（区）役所または町村役場にお問い合わせください。

### 【復興特別所得税について】

平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。

（支払金額から社会保険料および各種控除を引いた額に対して5.105%を乗じて計算した額が、所得税および復興特別所得税として源泉徴収されます。ただし、扶養親族等申告書の提出がない場合は、10.21%となります）

**この源泉徴収票は、確定申告をする際に必要です。大切に保管してください。**

## 口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨を行います

(国民年金部)

現金で国民年金保険料を納付している方へ、口座振替及びクレジットカード納付の利便性や前納制度による割引等を周知し、利用促進するための勧奨を行います。

### 対象者

下記の2要件に該当する者。

1. 対象者データ抽出時、口座振替納付及びクレジットカード納付を利用していない者のうち、未納がない者又は短期未納がある者
2. 平成29年度又は平成30年度に口座振替勧奨を実施していない者

※ 令和元年12月中旬に対象者を抽出しています。

### 発送日と発送予定件数

- ◆ 令和2年1月31日(金)
- ◆ 約50万件

### 発送物

- ◆ 国民年金保険料口座振替納付申出書
- ◆ 国民年金保険料クレジットカード納付申出書
- ◆ 勧奨用リーフレット

(勧奨用リーフレットの例は、本誌10頁～11頁をご覧ください。)

- ◆ 返信用封筒

※ 「口座振替納付申出書」及び「クレジットカード納付申出書」は、被保険者の基礎年金番号、名前、生年月日、住所が印字されたものを送付します。

※ 国民年金保険料の前納制度(「2年前納」「1年前納」「6か月前納」)を希望される場合は、**令和2年2月末(必着)まで**に申出書を提出する必要があります。

### 日本年金機構ホームページへの記載

令和2年1月に、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」に掲載予定です。

### 留意事項

令和元年12月中旬の情報をもとに送付するため、すでに口座振替やクレジットカード納付をお申込みいただいている方や、国民年金第1号被保険者ではなくなった方にもお知らせが届く場合がありますので、ご留意願います。



国民年金保険料を納付書で納めている方へ

手続きは簡単！

## 口座振替・クレジットカード

でのお支払いがお勧めです！

便利

- ◎ 金融機関等へ行く手間が省けます。
- ◎ 保険料の納め忘れがありません。

お得

- ◎ 口座振替は前納割引で、さらにお得！  
(クレジットカード納付の割引額は納付書と同額です。)

### お申込み方法

申し込みをされる方は、提出書類を同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、お送りください。

### クレジットカード ● 提出書類…国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書

※クレジットカード名義人が本人・配偶者以外の場合は、カード名義人の同意が必要です。  
同意書は、日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」からダウンロードできます。

### 口座振替

● 提出書類…国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書

【参考】  
口座振替で前納した  
場合の割引額

種類	6カ月前納	1年前納	2年前納
割引額	1,120円	4,130円	15,760円

おトクだね！



※令和元年度を基にした目安額です。

### 申込期限

- 月々支払う場合  
口座振替・クレジットカード納付はいつでも申し込みでき、通常申し込みの1～2カ月後からの開始となります。
- まとめて前払い（前納）の場合  
「6カ月前納（4月～9月）」 「1年前納（4月～翌年3月）」 「2年前納（4月～翌々年3月）」  
・・・令和2年2月28日（金）まで（必着）

※同封の返信用封筒は、通常の郵便物よりも配達に1～2日程度日数を要しますので、余裕をもってお送りください。

※このお知らせは、令和元年12月上旬の情報でお送りしています。すでに口座振替等をお申込みした場合や、国民年金の被保険者ではない場合はご容赦ください。

日本年金機構 検索  
日本年金機構ホームページ  
<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構  
Japan Pension Service

# 記載例



## 口座振替納付申出書

の部分を記入してください。

国民年金保険料口座振替納付申出書（年金事務所用） 千代田 年金事務所 まで 令和 2 年 2 月 1 日		国民年金保険料口座振替納付書（金融機関・ゆうちょ銀行用） 千代田 年金事務所 まで 令和 2 年 2 月 1 日	
①基礎年金番号 0000-999999 昭和 43 年 4 月 5 日	②生年月日 昭和 43 年 4 月 5 日	③電話番号 03-9999-9999	④住所 〒116-0001 千代田区霞が関1-2-2
氏名 年金 太郎		住所 〒116-0001 千代田区霞が関1-2-2	
⑤口座振替用印 必ず押印してください。		⑥金融機関への届出印 必ず押印してください。	
⑦口座振替用印 必ず押印してください。		⑧金融機関への届出印 必ず押印してください。	

※保険料の割引額は「2年前納」>「1年前納」>「6カ月前納」>「毎月納付（当月末振替）」となっています。（2年前納がもっともお得です）

金融機関への届出印を鮮明に押印してください。

記入事項を訂正する場合は、必ず訂正印（届出印）を押印してください。

## クレジットカード納付申出書

の部分を記入してください。

国民年金保険料クレジットカード納付申出書 千代田 年金事務所 まで 令和 2 年 2 月 1 日			
①基礎年金番号 0000-999999 昭和 43 年 4 月 5 日	②生年月日 昭和 43 年 4 月 5 日	③電話番号 03-9999-9999	④住所 〒116-0001 千代田区霞が関1-2-2
氏名 年金 太郎		住所 〒116-0001 千代田区霞が関1-2-2	
⑤クレジットカード番号 3456-7890-1234-567808		⑥カード有効期限 2021年 / 2021年	
⑦クレジットカード名義人氏名 TARO NENKIN		⑧クレジットカード名義人氏名（自署） 年金 太郎	
⑨クレジットカードの住所 〒116-0001 千代田区霞が関1-2-2		⑩クレジットカードの住所 〒116-0001 千代田区霞が関1-2-2	
⑪クレジットカードの種類 1. AMERICAN EXPRESS 2. イオンクレジット 3. NCI 信連 4. OC 5. Orico 6. セゾン 7. JCB 8. セディナ 9. ダイナースクラブ 10. ジャックス 11. 東急 12. トヨタファイナンス 13. 日専連 14. 三井住友 15. 三遊UPJコース 16. UCS 17. ライフ 18. 楽天 19. UC 20. VISA 21. Master		⑫クレジットカードの種類 1. 翌月末振替 3. 1年前納 2. 6カ月前納 4. 2年前納	

※ 裏面の注意事項および記入例をご参照のうえ、「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」を記入し、同封の返信用封筒にてお申し込みください。

※ 通常お申し込み1〜2カ月後にクレジットカード納付が開始されます。「ご利用開始は、「国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）通知書」で通知します。ご利用開始までは、納付書で現金により納付してください。

※ 過去の未払い分の保険料、一部免除（一部納付）されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

クレジットカード会員の方が自署で記入してください。  
 被保険者本人のクレジットカードであっても、クレジットカード名義人名を記入してください。

本人以外の場合に記入してください。  
 （被保険者との続柄が本人・配偶者以外の場合は、クレジットカード名義人に対して、電話又は書面による同意確認を行っています。）

## 令和元年分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付します

(国民年金部)

「かけはし」第60号でもお知らせしましたが、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、令和元年に初めて国民年金保険料を納付された方を対象に、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を令和2年2月6日(木)に送付する予定です。

所得税及び住民税の申告において、当年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお客様へのご案内をお願いします。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に関するお問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤルにてお受けしていますので、お客様からお問い合わせがあった際はご案内ください。

また、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の発行に関する概要・よくあるご質問(Q&A)等について、日本年金機構ホームページに掲載していますのでご利用ください。

令和元年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書のレイアウトについては、「かけはし」第60号の22頁~29頁を参照してください。

### ねんきん加入者ダイヤル

\* 電話番号 0570-003-004 (ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は…(東京) 03-6630-2525

〈受付時間〉

● 月~金曜日 午前8:30 ~ 午後7:00

● 第2土曜日 午前9:30 ~ 午後4:00

● 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

\* ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

\* 「(東京) 03-6630-2525」の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

\* 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。



## 国民年金保険料免除・納付猶予申請書及び国民年金保険料学生納付特例申請書の記載事項に係る留意点等 (国民年金部)

- 情報連携の本格運用開始に伴い、国民年金保険料免除・納付猶予申請書及び国民年金保険料学生納付特例申請書（以下「免除等申請書」という。）の様式が変更されました。
- 機構は、免除等申請書を画像データ化した上で、システムによる審査を行っていますが、免除等申請書の記載事項に不備等がある場合、システムによる審査を行うことができません。審査の遅れにつながる恐れがあります。
- 免除等申請書の記載事項に係る留意点等をお知らせいたしますので、市区町村の皆様方におかれましては、免除等申請書を事務センターへ送付する前に、今一度不備等がないように点検いただくなど円滑な審査事務にご協力をお願いいたします。

記入欄	記載事項に係る留意点等
申請者の署名欄	申請者の氏名・住所に記載漏れがないよう、必ず確認をしてください。
氏名のフリガナ	読みやすい字で、必ず記載をしてください。
電話番号の種別	電話番号を記入する際には、種別に必ず○をしてください。
16歳以上19歳未満の扶養親族	対象者がいない場合は、○を省略せずに「なし」に必ず○をしてください。
特例認定区分 (失業年月日 雇用保険加入)	<p>失業したこと等により申請を行うときは、次の点に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「特例認定区分」欄の「1. 失業」に○をしてください。</li> <li>• 「失業年月日」に「失業年月日(離職日の翌日)」を記入してください。</li> <li>• 「雇用保険加入」の「あり・なし」のいずれかに○をしてください。</li> </ul> <p>なお、公務員や会社役員等は、雇用保険適用外のため雇用保険加入は、「なし」となります。</p> <p>※ <u>雇用保険情報は、現在も情報連携の試行運用を継続しています。</u>  <u>そのため、従来通り添付書類を求めていただくようお願いいたします。</u></p>

### 所定様式の使用のお願い

所定の様式以外の免除等申請書を使用された場合は、機構においてシステムによる審査を円滑に行うことができません。

市区町村の皆様方におかれましては、所定の様式を使用させていただきますよう重ねてお願いいたします。





## 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

**【所得の目安】 118万円 + { 扶養親族等の数 × 38万円 }**

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。



## 国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、平成31年度（令和元年度）に保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、令和2年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、令和2年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

## ～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

### 国民年金のポイント

#### ✓ 将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

#### ✓ 老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

### 「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

#### ✓ 「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

#### ✓ 「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度があります。

国民年金のご相談・お手続きについては、

**市区役所 または 町村役場、年金事務所** までお問い合わせください。



## ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。（国民年金の任意加入は、お申し出した日からとなります。）

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に任意加入することができます。詳しくは、市（区）役所または町村役場、年金事務所にお問い合わせください。



## 年金生活者支援給付金制度に便乗した詐欺にご注意ください

令和元年10月より始まった年金生活者支援給付金制度に便乗し、厚生労働省、日本年金機構または市区町村の職員を名乗る者から、「年金生活者支援給付金の振込口座が使えないため、新しい口座番号、暗証番号、マイナンバーを教えてください。」という不審な電話がかかってきた事例が報告されています。

厚生労働省および日本年金機構では、電話でお客様の口座番号、暗証番号、マイナンバー等をお聞きすることはありません。このような電話があっても、口座番号等の個人情報を答えることのないようにご注意ください。

ご不明な点等ございましたら、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

## 地域の独自情報

## 編集後記

おせち料理は、三が日に火を使って料理しないようにするため、多量の塩分と糖分を用いて調理し保存を可能にしています。（例えば、約200gの黒豆には約150gの砂糖が用いられるというデータもあります。）おせち料理とともに飲酒の機会も増えますし、寝正月だったという方も多いはず…。お正月は太るべくして太るものと自分に言い聞かせたいと思います。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。2020年も、どうぞよろしくお願ひいたします★